

教高第1410号
教特第551号
教体第992号
令和3年（2021年）2月17日

各県立学校長 様

教 育 長

県独自の緊急事態宣言解除に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、本県独自に出されていた緊急事態宣言が令和3年（2021年）2月17日（水）をもって解除されることになりました。

つきましては、令和3年（2021年）2月5日付け教高第1344号 教特第538号 教体第942号を、令和3年（2021年）2月17日（水）をもって廃止します。

なお、各校においては、令和2年12月3日付け教体第787号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3 Ver. 5）」のレベル2に基づいて、引き続き感染防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、部活動における県外遠征等については、令和2年12月4日付け教体第790号及び教文第1775号（通知）の遵守事項1～3に基づいて実施をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 県立高等学校・県立中学校に関すること
高校教育課 前田、大塚
096-333-2685
- 県立特別支援学校に関すること
特別支援教育課 宮本、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712